

資料 3

○箱根町まち・ひと・しごと創生有識者会議規則

令和2年3月26日
規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、箱根町附属機関設置条例(令和元年箱根町条例第17号)第2条の規定に基づき設置された箱根町まち・ひと・しごと創生有識者会議(以下「有識者会議」という。)の所掌事務、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 有識者会議は、町長の諮問に応じて次に掲げる事項について調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するものとする。

(1) 箱根町人口ビジョン及び総合戦略の策定に関すること。

(2) その他まち・ひと・しごと創生に関し、町長が必要と認める事項に関すること。

(委員)

第3条 有識者会議の委員(以下「委員」という。)は、学識経験のある者その他町長が適当と認める者のうちから、町長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(座長)

第4条 有識者会議に座長を置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、会務を総理し、有識者会議を代表する。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 有識者会議は、座長が招集し、その議長となる。

2 有識者会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 有識者会議の庶務は、企画観光部企画課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、座長が有識者会議に諮って定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。